

水循環基本法における水循環基本計画等の動きについて

○水循環基本法に基づき水循環政策本部が設置
(水循環基本法：H26.4公布、H26.7施行)

○構成員

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、水循環政策担当大臣（太田国土交通大臣）

本部員：本部長、副本部長以外の全ての国務大臣

※なお、全府省から構成する局長級の幹事会をあわせて立ち上げ

○最近の動向

- ・ 4月2日 水循環基本法が公布
- ・ 5月20日 水循環政策担当大臣に太田国土交通大臣が任命される
- ・ 7月1日 水循環基本法の施行
水循環政策本部設置及び本部事務局の設置、事務局員発令
環境省からは水環境課長が担当参事官として併任発令
- ・ 7月18日 第1回本部会合開催
- ・ 8月1日 水の日、関連行事の実施
- ・ 10月10日 水循環政策本部幹事会（局長級）開催
（水循環基本計画の骨子の決定・公表）

○今後のスケジュール

- ・ 10-12月 水循環に関する意見聴取
- ・ 10月20日 中環審水環境部会にて意見聴取
並行して、適宜有識者（水環境部会の委員以外）への意見聴取
- ・ 以降 水循環基本計画の原案作成
- ・ H27夏までのできる限り早い時期 水循環基本計画の閣議決定